

デイサービスセンターきびハイツ

運営規程

社会福祉法人アミカル

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人アミカルが開設するデイサービスセンターきびハイツ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護事業の従業者は、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための援助を行う。

2 通所介護事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努めると共にご利用者及びご家族に対し、サービス内容・提供方法等を分かり易く説明する。

3 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターきびハイツ  
(2) 所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上野1883-5

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

（兼務1人、併設特別養護老人ホームきびハイツの管理者と兼務）

管理者は従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護事業の提供にあたる。

- (2) 生活相談員 1人以上

看護職員 1人以上

機能訓練指導員 1人以上

介護職員 3人以上

生活相談員はご利用者及びご家族の相談に応じると共に、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携により適切なサービスが提供されるよう努める。

看護職員はご利用者の健康状態を的確に把握するとともに、必要に応じ主治医と連携し医療的処置を行う。

介護職員は通所介護事業のサービス提供にあたりご利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。

機能訓練指導員はご利用者の心身の状況を踏まえて、必要に応じ日常生活

を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、営業時間外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月31日から1月3日）は休業とする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は25名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話  
移動、排泄、体操、訓練、レクリエーション、趣味余暇活動等
- (2) オプション加算  
機能訓練、口腔ケア
- (3) 食事提供  
準備、後片付け、摂食介助、栄養相談・指導等
- (4) 入浴介助  
衣類着脱、身体清拭、洗身、洗髪等
- (5) 特別入浴介助  
衣類着脱、身体清拭、洗身、洗髪等
- (6) ご利用者居宅と事業所間の送迎  
専用車両にて送り迎え及び乗降介助等
- (7) その他ご利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示額によるものとする。当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割の額とする。（介護保険負担割合証に記載された負担割合による）

2 前項に定めるものの他、ご利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住するご利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに10円。
- (2) 食費として、1日あたり550円
- (3) おむつ代として、その実費。
- (4) その他通所介護事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そのご利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その都度ご利用者又はそのご家族

に説明し同意を得たものに限り、その実費。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、吉備中央町、岡山市、高梁市、総社市とする。

ただし、岡山市は旧建部町、旧御津町、旧福谷小学校区、高梁市は高梁小学校区高梁川以東、総社市は池田小学校区に限る。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 ご利用者は通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他のご利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- (2) 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- (3) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（重要事項説明書、記録の記載）

第11条 サービスの利用にあたっては、ご利用者又はそのご家族に対し、重要事項を記載した文章を交付して説明を行い、ご利用者の同意を得る。

- 2 通所介護事業を提供した際には、その提供日、介護内容、支払いを受ける報酬額及びその他必要な記録を所定の書面に記載する。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときにご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定し、避難、救出訓練の実施等、万全の対策を講じるものとする。

- 2 事業所の管理者は、従業者（併設事業所を含む）の有資格者の中から防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 始業・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 5 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 6 非常災害設備は常に有効に機能するよう維持管理に努める。
- 7 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、

自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

- 8 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・年1回以上
  - ② ご利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・同上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・隨時
- 9 その他必要な災害防止策についても隨時対処する体制をとる。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約に記載する。
- 4 提供した通所介護事業に関し、ご利用者及びご家族から苦情の申し出があった場合は、迅速且つ適切に対応する為、あらかじめ受付窓口の設置及び担当者の配置を行い、事実関係の調査、改善措置、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 5 通所介護事業の提供の際、ご利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 6 サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人アミカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

第15条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

1. 虐待の防止のための指針を整備する。
2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(雑 則)

第16条 この規程を改正・廃止するときは社会福祉法人アミカル理事会の議決を経るものとする。

(附 則) この規程は平成16年10月 1日から施行する。

平成 17 年	5 月 26 日	一部改定
平成 17 年 10 月	1 日	一部改定
平成 18 年 11 月 24 日		一部改定
平成 22 年	8 月 25 日	一部改定
平成 23 年	1 月 4 日	一部改定
平成 24 年	4 月 1 日	一部改定
平成 27 年 11 月 24 日		一部改定
平成 29 年 11 月	1 日	一部改定
令和 元年 10 月	1 日	一部改定
令和 3 年 8 月	1 日	一部改定
令和 4 年 10 月	1 日	一部改定